

一般社団法人東京電機大学校友会神奈川県支部 会則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人東京電機大学校友会神奈川県支部と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を支部長宅とする。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、母校の発展と郷土の振興に寄与することを目的とする。

(会員)

第4条 本会の会員は、神奈川県に居住する学校法人東京電機大学の設置する学校(前身の諸学校を含む)の卒業生及び特別に入会を希望し承認された者で構成する。

(役員構成)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 支部長 | 1名 |
| (2) 副支部長 | 若干名 |
| (3) 会計 | 若干名 |
| (4) 会計監査 | 若干名 |
| (5) 幹事 | 若干名 |

(役員選任及び任期)

第6条 役員は、総会において会員の中から選出し、その任期は2年とする。
ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、役員会で補充するが、その任期は前任者の残存期間とする。
ただし、その後に開催される総会の承認を要するものとする。

(支部長の責務)

第7条 支部長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるとき又は、支部長が欠けたときは支部長の職務を代行する。

(顧問、相談役)

第8条 本会に、任意の機関として、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、支部長の諮問に応え、本会の重要事項につき助言する。
- 3 相談役は、役員会に出席し、支部長の諮問に応えることができる。
- 4 顧問は、校友会若しくは東京電機大学同窓会又は本会の役員経験者で、支部長の

推薦により、役員会の承認を得た者とする。

- 5 相談役は、直前支部長とし、役員会の承認を得るものとする。

(会合)

第9条 本会の会合は、次の通りとする。

- (1) 総会は原則として年1回支部長が招集し、会務報告、役員を選任、その他必要事項を審議する。
- (2) 役員会は必要に応じて支部長が招集し、会務を処理する。
- (3) その他支部長が必要と認めた場合、前2号以外の会合の招集をすることができる。

(理事会への報告)

第10条 本会は、次の事項について、校友会理事会に遅滞なく報告するものとする。

- (1) 役員を選出
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 会則の変更

(決議)

第11条 総会及び役員会は、出席人数をもって成立し、決議は出席人員の過半数で決する。

(会費及び会計)

第12条 本会の経費は、支部援助基準に従い、校友会から交付された資金をもって充当するものとする。

- 2 諸会合に要する経費は、その実費を会員から徴収することができる。
- 3 本会の会計は、校友会の会計の一部を構成するため、会計担当者は校友会事務局と連携するものとする。
- 4 会計監査は、本会の会計を監査する。

(改正)

第13条 この会則の改正は、総会の決議を経て行う。

(委任)

第14条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は役員会において別に定めるものとする。

附則 平成25年5月25日制定

平成26年5月18日改訂

平成29年5月13日改訂